

表2 年次有給休暇の取得状況

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

年次有給休暇とは、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持・増進を図ることを目的として、職員の請求する時季に有給で取得できる休暇です。

【年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和4年4月1日～令和5年3月31日」】

区分		平均取得日数(日)
県内市町村(さいたま市除く)		11.8(11.5)
	301名以上(32団体)	12.1(11.7)
	101名以上300名以下(21団体)	10.6(10.5)
	100名以下(9団体)	9.4(9.0)
全国市町村(指定都市除く)		12.0(11.5)
	301名以上(536団体)	12.5(12.0)
	101名以上300名以下(689団体)	10.8(10.4)
	100名以下(496団体)	10.6(10.1)

(注)1 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。

2 ()は、令和3年の平均取得日数。

3 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。